

# ドイツにおける 財務諸表の二つの国際的調和化

森 美智代

- I. はじめに
- II. E U会計指令と商法の会計規定との調和化
  - 1. 「真実かつ公正な概観」についての議論
  - 2. 「選択権」の意義
- III. I A Sの検討の動向
  - 1. 「監査制度機関」ならびに「会計および監査団体」のシンポジウム（1992年）
  - 2. ヨーロッパ会計士連合（F E E）の第三回総会（1993年）
  - 3. ドイツ経済監査士機関（I D W）の専門大会（1994年）
- IV. I A Sと商法の会計規定との調和化の論点
  - 1. I A Sフレームワークの研究
  - 2. 英米系と大陸系の財務諸表の相違の検討
- V. 結びに代えて

## I. はじめに

I O S C O（証券監督者国際機構）が、1988年の第13回総会（メルボルン）で、I A S（国際会計基準）を支持する旨の意向を示した<sup>1)</sup>ことを契機として、I A S C（国際会計基準委員会）は、1989年の「財務諸表の比較可能性」（E 32）を公表し、1990年には趣意書を公表した。同年にE U委員会が比較可能性／改善プロジェクトにオブザーバーとして参加した。それ以来、国際的にI A S（国際会計基準）への関心が深まっている。さらに、1993年までの比較可能性／改

善プロジェクトの成果は、IOSCOのいくつかの要請に応えたという点（ドイツでは「選択権」の縮小が指摘されている）で評価され<sup>2)</sup>、各国の証券資本市場へ進出する企業を始めとする実務家、研究者および政府基準・規範設定者（資料1を参照）の間で財務諸表の国際的調和化を巡ってIASへの関心が深まっているといえる。この傾向は、IASにこれまで消極的であったドイツ〔拙稿、1994、140-144頁を参照〕にもいえることであり、EU指令と加盟国の国内法との調整が落ち着いた現在では、ドイツでも財務諸表の国際的調和化に向けてIASの検討の傾向がみられる。またダイムラー・ベンツ社のニューヨーク証券市場への上場は、IASへの関心を深める一要因となった。

そのため、現在ドイツでは主として財務諸表の二つの国際的調和化が問題となっている。まず一つには、EU会計指令と国内法の会計規定との調整による国際的調和化の問題である。EU加盟国内では、国内法の会計規定（パブリック・セクター）<sup>3)</sup>は企業に対して法的拘束力をもっている。当初、EU指令における会計規定は、1965年ドイツ株式法に依拠していた。しかし、1973年のイギリスのECへの加盟以降、アングロ・サクソン系（イギリス）とヨーロッパ大陸系（ドイツ）の会計処理の調整が中心問題となった。その意味において、EU第4号指令は、アングロ・サクソン系の伝統とヨーロッパ大陸系の伝統との妥協の産物であるといわれ、今もなおアングロ・サクソン系とヨーロッパ大陸系の会計処理の国際的調和化の問題は解決されたとはいえない。

そこで、本稿では、まず第一にEU会計指令の国内法への導入後、「真実かつ公正な概観」(a true and fair view)（一般条項）および「選択権」についての議論がどのように展開されているかを取り上げることとする。この問題を巡って、現在ではどのような新たな問題をもたらすことになったかについて検討する。また第二に、企業に対する法的拘束力をもっていないIAS（プライベート・セクター）と国内法の会計規定との調和化の問題を取り上げる。まずドイツにおいてIASの検討が必要となった背景を検討することとする。次にIASがアメリカのFASB（財務会計基準審議会）の会計基準を基礎としていることから、アングロ・アメリカ系とヨーロッパ大陸系の財務諸表の相違が、どのように会計基準の国際的調和化の論点となっているかについて検討すること

にする。

注

- 1) 1990年のIASBの諮問グループへのEU委員会の参加は、ドイツのIASへの関心に及ぼす影響は大きい[Prost, 1992, S.427, Haller, 1993, S.1302]。さらに、IOSCOとIASBの関係および動向については以下の文献を参照した。古川勇人稿、「国際証券監督者国際機構（IOSCO）・WP1の概要と最近の動向について」『JICPAジャーナル No.475』1995年2月号, 59頁。平松一夫著、『国際会計の新動向』中央経済社, 1994年。
- 2) ドイツでは、「比較可能性/改善」のプロジェクトによる「選択権」の縮小によって、アングロ・サクソン/アメリカ系の投資家保護の財務諸表に方向づけられることが懸念されている。この点からも、「選択権」によってEU諸国内の会計処理の調整を計っているヨーロッパ大陸系の諸国には「選択権」への関心は強いと考えられる。
- 3) ドイツにおけるパブリック・セクターについては、津守常弘稿、「ドイツにおける財務会計模範の設定機構と設定プロセス」『JICPAジャーナル』第475号1992年2月号を参照してほしい。

## II. EU会計指令と商法の会計規定との調和化

EU指令の作業は1957年に始まり、EU第4号指令の会計規定の主導権は、当初ドイツが有し、1973年のイギリスおよびアイルランドのEC加盟後は、ドイツとイギリス間の会計規定を巡って財務諸表の国際的調和化が困難になった[Prost, 1992, S.426, Alexander, 1993, p.61]といわれている。1974年EU第4号指令草案には、イギリスの会社法の「真実かつ公正な概観」（一般条項）が導入された（資料2を参照）という歴史的経過がある。1978年のEU指令の会計規定では、ドイツとイギリスの会計処理の調整において問題となった会計処理として、K. Karlheinzは、表1のような15の会計処理を挙げている<sup>1)</sup>。この会計処理の調整の基礎である一般条項についての議論は、加盟国内における国内法化にとって重要な問題であった。なかでもドイツの「正規の簿記の諸原則」とイギリスの「真実かつ公正な概観」についての論争は、主導権の争いであったと考えられる。この論争では、最終的にイギリスの「真実かつ公正な概

観」の原則に決着した<sup>2)</sup>と考えられた。そして、12ヶ国の最終国のイタリアの会社法の改正によって、財務諸表の比較可能性は得られないままに、ひとまず調和化過程が終了したという見方がされている。まずEU加盟国の国内法へのEU指令の導入後、EU指令の「真実かつ公正な概観」について、現在ではどのような議論がなされているのであろうか。この点について検討することにした。

表1 EU指令の加盟国の国内法化において争点となった会計処理

ドイツとイギリスにおける会計問題	
1	研究開発費の積極側計上選択権
2	自己創設の無形固定資産の積極側計上選択権
3	商事貸借対照表での税法の無視
4	全ての引当金の原則上消極側計上選択権
5	固定資産の再評価, 取得原価主義の逸脱
6	棚卸資産の材料および完成品の積極側計上義務
7	売上原価(流動資産)による積極側計上義務
8	リース資産についての債務の積極側計上選択権
9	無利子および低利子の債権は元金を下る利子控除は認められない。
10	他人資本利子および他人資本費の積極側計上選択権
11	貸借対照表および損益計算書の勘定式および報告式
12	連結財務諸表における暖簾および営業権の準備金との相殺
13	子会社の資本結合に再評価の適用
14	資本持分の適用
15	連結財務諸表における少数株の自己資本への記載

(出所) Küting, 1994, S.71.

## 1. 「真実かつ公正な概観」についての議論

「真実かつ公正な概観」を巡る議論の検討にあたって、D. Alexander の見解に重要な手掛りを見出すことができる。彼は、EU第4号指令が加盟国の国内法へ転換された後に、「各国は国内の文化、国内の会計伝統および国内の一般に認められた会計原則の内容で、『真実かつ公正な概観』を解釈する傾向にある」[Alexander, 1993, p.59] と述べている。またD.

Ordelheide の見解によれば、「真実かつ公正な概観」の解釈は、イギリスの「真実かつ公正な概観」とヨーロッパ大陸系の「真実かつ公正な概観」<sup>3)</sup>に区別できる [Ordelheide, 1993, p.81] と考えられる。そして、EU指令の「真実かつ公正な概観」の原則は、ヨーロッパ大陸系の「真実かつ公正な概観」の原則であると理解されている。というのは、EU指令の「真実かつ公正な概観」の原則はイギリスの「真実かつ公正な概観」の原則を含みながら、加盟国の「法体制機構」<sup>4)</sup>と「法の適用領域」(表8を参照)が異なることを理由に、各国の法律上のそれぞれの解釈によって判断されていると考えられるからである。さらに、その根拠として、イギリスの「真実かつ公正な概観」の原則は、Alexander が主張するように、「イギリスの会計士がこうであるべきと勧告しているのが『真実かつ公正な概観』である」 [Ordelheide, 1993, p.82] と解釈される。「真実かつ公正な概観」の原則は、イギリスの実務の正しい記述として解釈される。しかし、このイギリスの概念が全ての加盟国に適用できるとは考えられない。例えば、EU諸国間での訴訟に際しては、判決がEU指令の「真実かつ公正な概観」の原則に従って判断される。そのことから、EU指令の「真実かつ公正な概観」の原則は、むしろヨーロッパ大陸系の「真実かつ公正な概観」の原則であると解釈される。というのは、EU諸国の12ヶ国の大半が大陸系の伝統に属しているということを考慮しても、EU指令の各国の「真実かつ公正な概観」の原則は、ヨーロッパ大陸系の「真実かつ公正な概観」の原則として解釈され、大陸系の慎重性の原則に基づく会計処理とみなされる [Ordelheide, 1993, p.82] からである。従って、D. Ordelheide の見解によれば、EU指令の「真実かつ公正な概観」の原則の解釈は、イギリスの「真実かつ公正な概観」というよりも、むしろヨーロッパ大陸系の「真実かつ公正な概観」であるということになる。このような「真実かつ公正な概観」の解釈を巡って、アングロ・サクソン系とヨーロッパ大陸系の「真実かつ公正な概観」に分類された解釈が生じている。

他方、EU指令の加盟国の国内法との調整にあたり、重要な役割を果たしたものに「選択権」がある。そこで、これまで法的規定の妥協の手段と

して考えられていた「選択権」について、現在ではどのような議論があるかについて検討することにする。

## 2. 「選択権」の意義

「選択権」は、アングロ・サクソン系とヨーロッパ大陸系の会計処理の妥協の手段としての役割を果たしている。ドイツでは、アングロ・サクソン系の会計処理を商法に導入するために、その処理に「選択権」が与えられている。その代表的な会計処理に貸借対照表補助的計上がある。この会計処理を商法へ導入するにあたり、激しい論争があり、結果には、これまで資産と考えられない会計項目を貸借対照表に計上する結果になった。この項目の計上は、従来の債権者保護を主張する法的立場から、資本維持に必要な利益分配制限によって制限されることになった。しかし、貸借対照表補助的計上項目について、いまだ統一的な定義がみられず、貸借対照表補助的計上項目は、①条文において「選択権」が与えられた積極項目のみに認める、②条文において「選択権」が与えられた積極項目および消極項目にも認める、③期間に繰り延べられる積極項目に認める、④期間に繰り延べられる積極項目および消極項目にも認める等の貸借対照表補助的計上処理として説明されている（表2参照）。そのため、貸借対照表補助的計上は、不確定の法概念 [Colbe, 1986, S.86-94] として説明されている。

EU指令と商法の会計規定との調整にあたって、「選択権」は妥協の手段として重要な役割をもっていた反面、資産の概念のような基本的会計問題に影響を及ぼしたといえる。そして、最近の議論では、加盟国の「選択権」によって「基本的相違」が生じるということが認められている [Lafermann, 1992, S.442]。さらに、P. Rost の見解によれば、「選択権」はEU加盟国における各国の伝統的会計慣習を維持するだけでなく、財務諸表の作成に際して、各国の観点から新しい「選択権」の受入れによって広範囲の弾力的対応を可能にし、他方では、調和化に必要な範囲において、EU諸国内で財務諸表の作成の範囲を狭めるという役割を果たしている。

しかし、この「選択権」によって新しい選択が可能となることで、各国特有の会計方法をもたらし、かえってEU諸国間の財務諸表の相違を減らそうとする調和化の目的に逆らうことになるであろう[Rost, 1991, S.21]と考えられている。これまで、「選択権」は妥協の産物として加盟国において、EU指令の国内法化に重要な役割を果たしてきたが、最近の論文では、EU指令の可決後、このように「選択権」は今までにはみられなかった会計処理をもたらすことが明らかになったといえる。

このことから、EU指令の国内法への転換後、アングロ・サクソン系とヨーロッパ大陸系の会計処理の調整のための問題となった「真実かつ公正な概観」の原則および「選択権」は、各国の国内法において、予想とは異なった結果をもたらしているといえるであろう。そして、この「選択権」について新たな動きがみられる。すなわち、ドイツでは、IASを巡って比較可能性／改善プロジェクトへのIOSCOの提案の一つであった「選択権」の削減に関心が深まっている。そこで、次に、財務諸表の第二の国際的調和化として、ドイツでIASと国内法との調整を検討する傾向がみられる点について取り上げることにする。

#### 注

- 1) EU指令の加盟国の国内法への導入にあたり、イギリスとドイツの会計処理の違いから生じる問題は、アングロ・サクソン系の会計処理とヨーロッパ大陸系の会計処理の違いの典型的な特徴を示し、表5にも示されるように、特に資産についての考えの違いに現れると考えられる。
- 2) イギリスの会社法の基本概念を大陸型会計へ導入することは極めて画期的な事柄であった(森川稿, 1978, 445頁)
- 3) D. Ordelheideによれば、EU第4号指令の「真実かつ公正な概観」の原則は、イギリスの会社法の「真実かつ公正な概観」と用語が同じということから、イギリスの会社法の「真実かつ公正な概観」がEU第4号指令に導入されたものとして解釈される傾向にある。しかし、彼は、「真実かつ公正な概観」の解釈は、イギリスの「真実かつ公正な概観」とヨーロッパ大陸系の「真実かつ公正な概観」とに区別されるべきであるとしている[Ordelheide, 1993, p.82]。
- 4) IASを国内法へ転換するにあたって、国内の法体制機構は重要な問題となる。例えば、ドイツ、フランスの場合には、財務諸表規定が国家の法の制定機構(パブリック・セクター)によって制定されていることから、IASのようなプライベート・セクターの導入は困難である。それに対して、勅許会計士協会が企業への拘束力をもつ財務諸表規則を公表するイギリス、またイギリスの法律との社会構造との関係が過去にあるようなマレーシア、パキスタン、ジブウェイ、シンガポール、ケニア、ナイジェリア、スリランカ等へのIASの導入は容易である[Rost, 1991, S.146-174]と考えられる。

表2 貸借対照表補助的計上についての説明

著 者	公表年	説 明	貸借対照表補助的計上項目
Heinz Paulick	1968	●従来から商慣習として計算限定項目の内容と範囲について統一した見解がなかった。繰延項目について、広義の繰延項目と狭義の繰延項目とに区別されている。広義の繰延項目は、決算日後に支出を一定期間に費用として配分できない(その例として、特別広告宣伝費、生命保険の契約締結費用、試験研究費)。また、狭義の繰延項目は、支出に見合う将来の計算期間への正確な配分が壊れた項目、つまり計算限定項目がこれに該当する。	(具体的な貸借対照表補助的計上項目に該当する項目は列挙されていない)。
Dieter Schneider	1980	●貸借対照表補助的計上項目は、積極側貸借対照表補助的計上に限定される。	(具体的な貸借対照表補助的計上項目に該当する項目は列挙されていない)。
Knobbe Keuk	1980	●貸借対照表補助的計上項目は、財産対象物および計算限定項目に該当しない費用の積極側への一括計上として説明される。	(具体的な貸借対照表補助的計上項目に該当する項目は列挙されていない)。
Karl Heinz Maul	1980	●貸借対照表補助的計上の概念を、法的貸借対照表選択権として解釈している。 ●貸借対照表補助的計上項目を積極側貸借対照表補助的計上に限定している。	(具体的な貸借対照表補助的計上項目に該当する項目は列挙されていない)。
Dieter Dziadkowski	1982	●貸借対照表補助的計上項目を、計上選択権が与えられた項目であると説明している。	営業開始および拡張費/営業権/債務償還差額/積極側繰延税/年金引当金
Martin Richter	1984	●貸借対照表補助的計上項目を、積極側貸借対照表計上および評価として説明している。	買入営業権/合併差額/営業開始および拡張費
	1990	●貸借対照表補助的計上項目を、財産対象物(経済財)/負債/計算限定項目に該当しない特別費用の積極側計上あるいは費用として説明している。	買入営業権/合併差額/営業開始および拡張費/積極側繰延税



著 者	公表年	説 明	貸借対照表補助的計上項目
Tismer	1986	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸借対照表補助的計上項目は、積極側貸借対照表補助的計上に限定されている。</li> <li>●貸借対照表補助的計上項目は広義の計算限定項目として理解されている。</li> </ul>	関税／前受金の売上税／債務償還差額
Walther Busse von Colbe	1986	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸借対照表補助的計上項目は、積極側および消極側計上選択権が与えられた項目として説明されている。</li> </ul>	1965年株式法 開業費（開始費）／不履行の維持補修引当金／任意引当金／年金引当金 1985年商法 営業開始費および拡張費／積極側繰延税
Gerhard Gross/ Lothar Schruff	1986	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸借対照表補助的計上項目を計上選択権が与えられた項目として説明している。貸借対照表補助的計上に右記の項目を挙げているが、詳細な説明はなされていない。</li> </ul>	買入営業権／営業開始および拡張費／積極側繰延税
Rudolf Federmann	1989	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸借対照表補助的計上項目を本来の貸借対照表項目である財産対象物／自己資本／負債／計算限定項目以外の費用の積極側への計上として説明している。</li> <li>●明確に貸借対照表補助的計上項目として説明されていない。</li> <li>●広義の貸借対照表補助的計上項目（第249条第2項）には、負債は含まれず、選択権が与えられている。</li> </ul>	営業開始および拡張費／積極側繰延税  未払込資本（第272条第1項）／棚卸資産の関税および消費税／棚卸資産の前受金の売上税／債務償還差額／自己資本によって補償できない欠損／税務上の特別項目 広義の貸借対照表補助的計上項目 不履行の維持補修引当金（249条第1項3文）／一定の費用性引当金（第249条第2項）。
Peter Ströhlein	1989	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法の財務諸表目的から利益決定を基礎に貸借対照表補助的計上を貸借対照表形成論から論じている。商法の規定で貸借対照表への計上選択権が与えられている項目である。その例外として、債務償還差額を、狭義の計算限定項目として特徴付け、さらに消極側繰延税についての引当金を、期間限定という見解から貸借対照表補助的計上として見なす。</li> </ul>	積極側貸借対照表補助的計上 営業開始および拡張費／買入営業権／繰延税／関税・消費税／売上税 消極側貸借対照表補助的計上 不履行の維持補修の費用についての引当金／費用性引当金／準備金の性質を有する特別項目／消極側繰延税についての引当金

著者	公表年	説 明	貸借対照表補助的計上項目
Heinz Kußmaul	1990	<ul style="list-style-type: none"> <li>●独立の取引可能な財産に利用できない特別の支出を期間的費用決済によって可能にするのが、積極側貸借対照表補助的計上である。</li> <li>●財産対象物ではなく、計上選択権によって保証されている。</li> </ul>	営業開始および拡張費／買入暖簾／積極側繰延税
Klaus-Rüdiger Veit	1992	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最狭義の貸借対照表補助的計上は、商法上の積極側貸借対照表補助的計上であるとし、また狭義の貸借対照表補助的計上は、積極側容認および免除の機能を含む積極側貸借対照表補助的計上と消極側容認および免除の機能を含む消極側貸借対照表補助的計上に区別され、狭義の貸借対照表補助的計上は、積極側容認と消極側容認の機能をもつ貸借対照表計上を意味している。さらに貸借対照表補助的計上を期間限定と選択権によって特徴づけている。</li> </ul>	積極側貸借対照表補助的計上－営業開始および拡張費／積極的繰延税／買入営業権／債務償還差額  消極側貸借対照表補助的計上－不履行の維持補修引当金／費用性引当金

(出所) 拙稿, 1993, 37-38頁.

### III. IASの検討の動向

ドイツでは、これまでIAS（プライベート・セクター）への関心は浅く、経済監査士機関による国際的専門委員会（internationale FachanschüÙe）によってIASの検討が行われていたにすぎない。IASはプライベート・セクターの領域の会計基準であり、法的拘束力がないことから、ヨーロッパ大陸系では、アメリカ会計原則による一方的な勧告としての印象が強かった [Haller, 1993, S.1304] といわれている。IASへのドイツの消極的な姿勢は、具体的には前稿で触れているので、本稿では取り上げない。しかし、IASへの関心は、ダイムラー・ベンツ社のニューヨーク証券市場への上場によってさらに深まり、ヨーロッパ企業の国際的競争によって、ヨーロッパ企業間の競争にドイ

ツ企業が遅れをとってはならないという意向が政府規範設定サイドにあることも注意されるべきであろう。公表された I A S 関連の論文および討論・総会での参加者を政府規範設定者、研究者、実務家および経済監査士および研究所に所属する者に分類すると資料 1 のように示すことができる。ドイツにおける政府規範設定者サイドから、財務諸表の国際的調和化についてどのような見解を示しているのかを最近の講演および討論会で探求することができる。

そこで、1992年に開催された「監査制度機関」およびミュンスター派の「会計および監査団体」の講演および討論会、特に、E U 諸国の会計規定に影響を及ぼす会計士団体として挙げられているヨーロッパ会計士連合(F E E)の1993年の年次総会および経済監査士機関(I D W)の1994年の専門大会での政府規範設定者サイドからのE U 会計指令の可決後の現状についての見解と I A S への関心を検討することにする。

## 1. 「監査制度機関」ならびに「会計および監査団体」のシンポジウム (1992年)

このシンポジウムは、1992年6月26日/27日に「会計および監査—90年代の展望」をテーマに、「監査制度機関」とミュンスター派の「会計および監査団体」によって開催された[Baetge, 1993, S.1]。このシンポジウムのなかでは、「ヨーロッパ会計法の展望」について、Herbert Biener（ドイツ法務省）と Karel van Hulle（E U 委員会）の講演が行われており<sup>1)</sup>、この講演での主張は、ドイツの財務諸表の国際的調和化の傾向を知る上で、重要と思われる。

H. Biener（ドイツ法務省）は、E U 指令可決後のドイツ企業の公開の現状について見解を述べている。この見解は、ドイツ企業の秘密主義が国際的に批判されていることから、極めて重要であると思われる。H. Biener は、経済監査士会議所(Wirtschaftspüfer Kammer)の1991年の報告書から見解を述べているが、1992年、1993年の結果が現在では既に公表されているので表 3 には1992年、1993年の結果も追加して示すことにする。

H. Biener は、経済監査士会議所が1991年には、7,390社の個別財務諸表、911社の連結財務諸表が公開され、全企業形態の総計25,942社の公開を扱っていることから、次のようなコメントを示している。この数字から、大規模企業だけが公開にに応じているにすぎないという結果が明らかになる。統計的に、1990年12月31日には433,731社および1991年12月31日には465,660社の有限会社が存在する [Biener, 1993a, S.176] ことが考慮されるならば、中規模有限会社は、約450,000社あるなかで、多くの中規模有限会社は法的に規定された公開を放棄していることが確認される。このような現象が生じる理由は、委員会および他の加盟国の見解によれば、公開の不遵守についてのEU会計指令における罰則が不十分であるからである [Biener, 1993a, S.176] としている。

表3-(1) 委託された決算書および会計報告についての公開の概要  
1991～1993年の報告年度に調査された公開

	年度決算書			連結決算書		
	1993	1992	1991	1993	1992	1991
1. 連邦官報						
— 一般企業	3181	3126	3067	825	847	766
— 信用機関	1462	1427	1337	60	70	65
— 保険会社	541	559	565	76	82	70
— 住宅建設企業	153	153	136	10	12	7
— 病院	35	64	72	3	1	—
— 監査法人	2457	2223	2070	—	—	—
— DM開始貸借対照表	48	202	143	4	3	3
小計	7877	7753	7390	978	1015	911
2. 政党の会計報告	48	35	7	—	—	—
3. 認識される寄託						
a) 年度決算書	3945	3813	3621	14	3	—
b) DM開始貸借対照表	20	54	63	1	—	—
総計	11890	11655	1108	993	1018	911

(出所) Beilage WPK-Mittelungen, Heft2/1993, Heft2/1994.

表3-② 一般企業

決算書公開の法的根拠	年度決算書			連結決算書		
	1993	1992	1991	1993	1992	1991
商法に準拠して						
— 株式会社	1116	1081	1050	494	491	479
— 株式合資会社	10	12	16	8	11	7
— 有限会社	1916	1884	1866	196	223	192
— 社団組合	8	11	6	16	12	11
— 外国会社	9	9	4	58	58	30
公開法に準拠して						
— 個人会社/商人	102	104	102	49	49	46
— その他	20	25	23	4	3	1
合計：	3181	3126	3067	825	847	766

(出所) Beilage WPK-Mittellungen, Heft2/1993, Heft2/1994.

(注) 官報に公開した会社を対象

表3-③ 公開会社

法形態	監査証明付			未監査証明			総計		
	1993	1992	1991	1993	1992	1991	1993	1992	1991
株式会社	234	428	224	246	23	213	480	451	437
開始貸借対照表	1	—	—	—	—	4	—	—	4
有限会社	2946	3059	3151	18029	20440	21787	20975	23499	24938
開始貸借対照表	14	52	—	—	—	59	14	52	59
組合	26	6	—	17	—	4	43	6	—
開始貸借対照表	1	—	—	—	—	—	1	—	—
住宅建設株式会社	18	32	34	7	—	—	25	32	6
住宅建設有限会社	252	236	191	308	216	227	560	452	418
開始貸借対照表	4	2	—	—	—	—	4	2	—
病院	52	52	19	49	19	27	101	71	46
総計	3548	3867	3621	18656	20698	22321	22204	24565	25942
監査法人							243	287	302

(出所) Beilage WPK-Mittellungen, Heft2/1993, Heft2/1994.

財務諸表の国際的調和化は、他に商事貸借対照表の税務貸借対照表への基準性および逆基準性の改正を回避できたことは、全体一致の範囲内で行われるEU第4号指令の審議の枠内でのみ、またイギリスの動的思考の財務諸表と大陸系の静的財務諸表との妥協がみられるからだけであった。この妥協はEU第4号指令が、取得原価主義に基礎づけられ、第31条のヨーロッパ大陸系の慎重性の原則が、不均等の原則を考慮して、期間限定の原則と等しく置かれることに表われている[Biener, 1993a, S.180]と考えられる。しかし、もう一つの財務諸表の国際的調和化は、ヨーロッパの財務諸表の統一か、あるいはアングロ・サクソン系の職業会計士による勧告によって遂行されるかどうかにかかっている。この財務諸表の国際的調和化には、ヨーロッパ大陸系の財務諸表とアングロ・アメリカ系の財務諸表の調和化が求められる。

H. Bienerが、今後のEU指令とIASCとの関係において指摘しているのは、IOSCOとIASCは、1987年に「選択権」の削減と公開の要件を増やすことを義務づける内容で合意している点である。彼はこの点を挙げ、この「選択権」の削減は、ヨーロッパ大陸系を選択権の縮小を意味していると述べている。他に、アングロ・アメリカの会計基準に準拠した場合には、附属明細書に二つの利益表示および自己資本表示を附属明細書で行なわなければならない、利益分配に問題が生じる。しかし、EU委員会はIASCとの協力関係を決めていることから、H. Bienerの見解には、将来EU委員会がアングロ・アメリカ系の財務諸表を模範にして、国際的調和化を促進するのではないかと懸念していることが認められる。またフォーラムが、指令の可決に加盟国を抑制し、ヨーロッパ議会を排除するために用いられることになるのではないかと等、今後のEU委員会の動きが心配されている。彼は、講演の終わりにあたり、次のように述べている。「フォーラムは、基準化の原則に基づいて政策的責任抜きに業務に携わっているので、アングロ・アメリカ系の財務諸表原則は必ず実行されるであろう。もし、委員会が指令の権限を有することに成功すれば、委員会の手で基準化と統一が整備され、結果的には専門家によって進められ

る基準が委員会による法規定の施行規定に高められるであろう」[Biener, 1993a, S.189] としている。

次に、Karel van Hulle（EU委員会）の見解によれば、財務諸表の比較可能性は、「選択権」によって阻害されているので、この比較可能性を取り戻すためには、EU会計指令における「選択権」を適用するに際して、附属明細書における情報が求められているのだと述べられている。そのため、ヨーロッパの会計法では附属明細書が貸借対照表および損益計算書における記載についての調整の役割を有しているといえる。この「選択権」は、当初、財務諸表の見解および伝統のコンセンサスによって生じたものであるといわれ、このコンセンサスを必要とすることになった違いには、まず第一に、法律の違いが挙げられる。これには、商事貸借対照表と税務貸借対照表の関係、法的所有権のないものを財産対象物として積極側へ計上するという違い（表4を参照）等が存在する。また、第二に、文化の違いが挙げられる。この文化の違いの影響は過小評価できないとしている。というのは、企業は理性的判断よりも国民性の違いを認めることが重要であるからである。さらに、第三に、経済的違いが挙げられる。資本市場における資金調達に依拠している場合には、より早期の利益表示、情報公開が必要である。それに対して、銀行における資金調達に依拠している場合には、慎重な評価が必要であり、財務情報の手段の公開はあまり重要ではない。これらの違いは、彼の見解によれば、将来、ヨーロッパ諸国の国内市場の影響によって経済の国際化によって緩和されるとしている。しかし、その違いは無くなりはしないし、また会計法の転換によっても無くならないと考えられている。

次に、Karel van Hulleは、H. Bienerのマイナス的調和化の報告とは対照的に、プラス的調和化について三つの結論[Hulle, 1993, S.196-199]をまとめている。彼は、一つには、公開について改善されたという見解である。共同体では、公開規定に違反することによって加盟国において、一国だけが競争で利益を得るということはあってはならないとしている。二つには、報告の質が実質的に改善されたという見解である。報告の内容お

表4 無形固定資産の会計処理についての日独英米比較

	無形固定資産	ドイツ	アメリカ	イギリス	日本
1	企業の設立費および自己資本の調達	計上禁止 (商法第248条第1項)	計上選択権	「創業費」についての 明白な計上禁止 (1985年会社法第1編)	計上選択権 (商法第286条) 5年以内の減価償却
2	営業開始および拡張費	貸借対照表補助的計上 として計上選択権 (商法第269条) 利益配当制限 4年の償却(次年度以降) ないしは予想上の利用年 度(商法第282条)	計上選択権 40年の均等額の償却耐用 年数, 実務では5年から 10年の間の償却耐用年数	計上命令 理由, この費用は資産と して解釈される。 利益配当制限はない 経済的耐用年数にわたる 償却	計上選択権 (商法第286条第2項) 利益配当制限 5年以内のわたる償却
3	試験研究費	原則, 計上禁止 完全に制限された条件の もとで, 製造原価に算入 可能である (例, 既存製品の改良)	計上禁止 例外的に可能である (石油コンベンチャー産業, さまざまに研究プロジェ クトについて利用可能)	研究費について明白な 計上禁止 開発費について資産と して計上選択権 (SSAP 第13号)	計上選択権 (商法第286条第3項) 利益配当制限 5年以内のわたる償却
4	自己創設無形固定資産 (免許権, 特許権, 商 標, ソフトウェア)	計上禁止 (商法第248条第2項)	計上選択権 個別に定義可能であり, 原価が帰属可能である利 用確実の原価 その他は禁止	計上命令	明白な規定はない
5	暖簾 - 自己創設 - 買入	計上禁止 (商法第248条第2項) 差額について計上選択権 (商法第255条第4項) 4年(次年度以降)ない し予想上の耐用年数にわ たる償却	計上禁止 計上義務 経済的耐用年数(有用な 耐用), だが40年以内に わたる償却	計上禁止 計上選択権 耐用年数にわたる償却あ るいは準備金との相殺	計上禁止 (商法第285条第7項) 計上選択権 有償取得あるいは合併に よって生じる場合に商法 に準拠して, 5年以内の 償却(次年度以降から), 税法に準拠して前提基準 はない(会計処理の裁量 の余地(実務では, 40年))



よび形式についての規定が報告の質を改善したとしている。三つには、財務諸表の比較可能性が改善されたという見解である。EU第4号指令の可決前には財務諸表の法規定がなかった加盟国には、EU第4号指令なしには、財務諸表の明白な規定は得られなかったであろうとしている。Karel van Hulleは、もし企業が同規則を適用しても、比較可能性は困難であると考えている。彼は、そのようなことを考慮しても、財務諸表の比較可能性は改善された [Hulle, 1993, S.197] といえたと述べている。

さらに、EU会計指令の可決後、EU委員会は、財務諸表の利用者および作成者、さらに「国内会計規範設定主体」<sup>2)</sup>の代表者から構成される諮問フォーラムによってEU第4号指令に規定されていない諸問題に関わるテーマを扱っている。またフォーラムの研究では、調和化の問題も検討され、フォーラムがアングロ・サクソン系の方法をEUに導入するかどうかについて検討することになる [Hahn, J., Diht, Handelsblatt, 23/4/1992 in: Beatge, 1993, S.201] ことも考えられる。

彼の講演では、新しい展開として「相互承認」が述べられている。年度決算書の「相互承認」の達成のためには、アメリカとの交渉が必要である。この解決が、ドイツを始めとして、ヨーロッパ企業のニューヨーク証券市場への上場への通路になるであろうと考えられる。アメリカのSEC（証券取引委員会）は、「一致（Reconciliation）」を求め、企業は利益および自己資本をアメリカの財務諸表規則に従って換算しなければならない。そのため、多くのヨーロッパ企業の証券市場への上場は断念されている [van Rosen, R., FAZ, 1/3/1992 in: Hulle, 1993, S.203] といわれている。

Karel van Hulleは、アメリカとの「相互承認」において問題となるのは、一つには比較可能性を与えるために貸借対照表および損益計算書における情報の修正として附属明細書を利用することであるとしている。これは、アメリカの見解に反している。アメリカの企業は、ヨーロッパおよびドイツの市場への上場には、アメリカの決算書によって認可されている。ドイツおよびヨーロッパ証券市場への上場には、アメリカの決算書が認可されている。大企業は、ニューヨーク証券市場への上場するために自由に

US-GAAPを適用している。国内およびヨーロッパの規定に適合するかどうかについては調査されていない。そのため、アメリカ国内の企業の証券市場への緩和になる不安を考えるとアメリカが「相互承認」の交渉にどれだけ応じるかは今後の問題であるとされる。

IASCが国際的財務諸表からの「選択権」の排除を始めたことは、基準の明瞭化のために、十分な情報の公開の義務が認められる。IOSCOが全ての国際会計基準を批判することなく承認するわけではない。証券監督局が広範囲の記載を求めてくることをIASCは回避できない。EU共同体にとって、「選択権」の方法が禁止されることになれば、会計指令の改正が必要となる [Hulle, 1993, S.204] と考えられる。

## 2. ヨーロッパ会計士連合 (FEE) の第三回総会 (1993年)<sup>3)</sup>

他方、1993年の第3回年次総会でのパネルディスカッションの課題は、「財務諸表の比較可能性と相互承認」<sup>2)</sup>であった。この討論会は、これまでドイツの企業がアメリカの会計規則に転換したくないという断固たる姿勢を取っているなか、1993年のダイムラー・ベンツ社のニューヨーク証券市場への上場にも関わり、新しい刺激を与えたことに間違いなかったといえよう。特に、Walter P. Schuetze (SEC主任会計士)、David Cairns (IAS事務総長)、Herbert Biener (ドイツ法務省) の見解は、今後のIASのEU加盟国への影響を探求する上で注目に値する。そこで、三人の討論の内容を紹介することにする。

まず、W. P. Schuetze は、IASCはフレームワークに、例えば、目的適合性、実現主義、公平性および比較可能性等、FASBと同じ質的性質の財務諸表情報を挙げていると述べている。彼は、SECの立場として国内の資本情報を世界的規模の範囲で、アメリカの証券市場の投資家に対して、十分な公開を提供することを望み、国際的に承認される基準が必要であることをこの討論会で述べている。また、D. Cairns は、国際会計基準として、例えば、①US-GAAP ②EU指令 ③IASの三つの基準が可

能である<sup>2)</sup>と考え、国際会計基準としてどれが適当であるかについて検討している。①の場合が考えられることとして、アメリカGAAPは厳格な研究と広範囲の正当な手続きを含んでいることから優れているといえる。しかし、この研究と正当な手続きはアメリカ基準に向けられているので、フランス、ドイツ、日本に適用されるには容易ではない。またFASBの中心問題は国内の会社の要求を中心とする、つまり国際的戦略である。ヨーロッパ大陸系の諸国が慎重性を重視するのに対して、アメリカ会社のリスクを軽視する傾向をFASBは資源のリスク計画に取り入れている。この点で、①は、国際会計基準として十分ではないと判断している。次に、②のEU指令は、会計報告の改善に向かっているといえる。事実12ヶ国の承認を得て、他のヨーロッパ（中央および東ヨーロッパ）にも受け入れられているといえる。しかし、EU指令は、加盟国内の比較可能性に甘んじており、EU諸国以外のアメリカおよびカナダにおいて、国際的市場の比較可能な情報を提供するという点においてまだ弱いと考えられる。つまり、指令は、多くの「選択権」、公開等の点で不十分である。指令が、300万社のヨーロッパ企業に比較可能な財務諸表の基礎となるフレームワークを提供していても、国際的証券市場には比較可能な財務諸表が提供されるとはいえないとしている。さらに、③を国際会計基準として取る場合に、IASは、会計士、アナリスト、財務諸表の利用者、ビジネス団体、証券取引所、規制当局および世界的広範囲な利害組織による正当な手続きを通じて展開される。また国内の規範設定主体がその過程に含まれ、IASは国際的に重要な問題を扱っている。IOSCOは国際会計基準として適用することを支持している。IASは「相互承認」のための唯一の方法としてみなされるとしている。彼の見解では、IASCの今後の動向によっては、ヨーロッパの企業が連結財務諸表を通じて国際会計基準を適用することができると考えている。それには、IASCがヨーロッパの問題を公正に扱うことを保証することが必要であるとしている。さらに、H. Bienerは、1989年のE32「財務諸表の比較可能性」の公表が企業の財務諸表における収益、費用、資産、負債および持分の定義、認識、測定および表示についての実

質的影響を与えるヨーロッパ大陸系の会計処理を排除することを目的としたものである[Biener, 1994, S.337]と述べている。彼の見解によれば、1993年末の比較可能性／改善プロジェクトによる約21の提案がIASに取り込まれるならば、投資家保護が優先されることになるであろうと考えられる。

それに対して、ヨーロッパ大陸の会計処理の特徴として、次のような内容が述べられている。特に、ドイツには保護主義の慣習が残っており、会計処理には「全ての損失は予測しても、利益は予測しない」という教訓が現れている。全てのEU加盟国では慎重性の原則は不可欠である。また財務諸表の利用者である銀行およびその他の管理者、株主および従業員に対して、資産の過小表示の程度が増せば増すほど、ローンおよびその他の負債の保証として提供される資産の安全が確保できる[Biener, 1994, S.338]とされる。さらに利益の過小表示は望ましく、それと同時に秘密積立金の設定は、企業の継続と一貫して営業の遂行を補助するものとしてみなされる。この討論会でのH. Bienerの見解では、アングロ・サクソン系の会計処理とヨーロッパ大陸系の会計処理の基礎的概念についての相違について述べられている。この要約は、表5に示されるとおりである。ヨーロッパ会計士連合の他に、EU諸国に影響を及ぼす組織に、ドイツの経済監査士機関の専門委員会があるが、この委員会の専門大会でのEU委員会の会計部門担当者のKarel van Hulleの見解にもIASへの関心が認められる。次に、1994年のドイツ経済監査士機関の専門大会でのKarel van Hulleの見解を検討することにする。

表5 ヨーロッパ大陸基準とアングロ・アメリカ基準における最も重要な相違

資産の認識	過去の事象の結果として企業によって管理される資源としての資産の定義、その資源から将来の経済的便益が企業に流入することが期待されている：将来の経済的便益が企業に流入することが可能であり、また資産が確実に認識可能である原価あるいは価値を有しうるやいなや直ぐに認識される。 ドイツでは、資産は一般に法的権利、特に所有権に関連した物理的形態を有すべきである。無形資産は、評価可能な対価のために取得される場合にのみ認識される。それ以外の全ての場合の原価は、費用として認識されるべきである。
試験および開発費の認識	ある一定の条件のもとでは資産として認識される。 ドイツでは、原価は、それが発生した期間の費用として認識されるべきである。
工事進行基準の認識	完成の按分方法は、契約の結果が確実に見積もられうる時にはいつでも要求される。 ドイツでは、完成基準契約が通常適用される。
負債の認識	経済的便益を具体的にする資源の流出は、現在の債務の決済から生じ、また決済されるであろう額が見積られることなくも確実に測定されることが適正である場合に、負債は認識される。 ドイツでは、全ての損失が予想される。この目的のために、不確実な負債および賦課の供給が、満期になる金額と期間について不確実性が帰属させられるか、あるいは不確実性であるかのどちらかの損失あるいは負債を明白に補填することが要求される。
収益および利得の認識	一般に実現可能であると認識される：この状態は、関連あるいは保有資産が現金で受け取られるかあるいは請求の額が既に換金できる時に充たされる：直ぐに交換可能な手段とは、資産が価額に重要な影響を及ぼすことなく、実体によって保有される量を迅速に吸収することのできる活動的な市場において交換可能な（代替的）単位を有し、見積価額を有することを意味する。 ドイツでは、ただ実現可能な利益および利得だけが認識される。

（出所）Biener, 1994. pp.338-339より作成している。

### 3. ドイツ経済監査士機関（IDW）の専門大会（1994年）<sup>4)</sup>

Karel van Hulle の講演内容は、今後のEU会計規定についての展望、およびIASの動向へ関心を向けている趣旨のものである。まずEU会計規定についての反省と展望が述べられているといえよう。Karel van Hulle は、EUにおける調和化の現状について、財務諸表の調和化は部分的には

成功した。しかし、情報の比較可能性は得られていないとしている。その理由として、ヨーロッパ大陸系の伝統とアングロ・サクソン系の伝統が修正されないままに残っていることが挙げられる。彼は、ヨーロッパ大陸系の伝統として、未実現利益の分配は慎重な評価によって避けられるべきである [Hulle, 1994, S.41] としている。この伝統に属している加盟国では、商事貸借対照表と税務貸借対照表が密接に関係している。このヨーロッパ大陸系の伝統に調和化の困難がみられるといえるであろう。他方、アングロ・サクソン系の伝統では、財務諸表は企業の収益力を表示することに寄与し、資本保護にはあまり役立たない。この伝統に属する加盟国では、商事貸借対照表と税務貸借対照表とは分離している。加盟国の多くがヨーロッパ大陸系の伝統に属していることから、財務諸表の調和化には税法を考慮することなく行われたといわれている。E U会計指令の加盟国への国内化には、開始および拡張費、研究開発費および自己創設の無形固定資産の積極側計上、固定資産および流動資産の価値調整の容認、製造原価の直接原価算入の問題等についての問題解決が求められた。さらに「選択権」の問題の他に、逸脱規定による附属明細書における説明義務等の問題が生じ、附属明細書はヨーロッパ大陸系の伝統とアングロ・サクソン系の伝統の妥協の産物とみなされている。今後の動きとして、1990年の2月にヨーロッパ委員会は、E Uにおける財務諸表規定の調整についての会議を開催し、諮問フォーラムが導入された。このフォーラムは、規範設定主体ではないが、委員会に助言する役割をもっている。またこのフォーラムでは、E U第4号指令において規定されていない会計問題<sup>5)</sup>が扱われることになる。IASについての彼の見解では、今後のIOSCOが、どれだけIASを支持するか、またどれだけIASに要件を出すかが問題であるとしている。さらにIASに対して、次のようなコメントを出している。①IASとIOSCOの協力によって、アメリカの会計基準が前提とされ、FASBの基準が優先されるのではないか。②商法と税法の関係がまだ国際的に解決されていない。③IASの適用企業の規模および分類と個別財務諸表の適用領域が明確にされていない等のコメントが出されている。この講演か

らは、今後、EU第4号指令に規定されていない会計問題は、ヨーロッパ委員会の諮問フォーラムによって解決され、彼は、IASの適用にはまだ問題あるとしている。

#### 注

- 1) Herbert Biener と Karel van Hulle の講演の後、この二人を含め、Bruno Kropff を司会として、Jörg Baetge, Thomas R. Fischer, Friedrich Keun, Rudolf J. Niehus, Hans Hermann, Gerhard Scherer による討論が開かれている [Beatge, 1993, S.207]。  
監査制度機関の設立から、ミュンスター大学と経済監査士との密接な関係は始まったのではなく経済監査士の誕生とともに始まり、ミュンスター大学がすでに1931年には経済監査士の誕生に寄与していたことが述べられている [Beatge, 1993, S.11]。
- 2) ドイツでは、EU委員会はIDWの主要専門委員会を招いている [Beatge, 1993, S.200]。
- 3) EU加盟国全域に影響を及ぼす会計士団体にヨーロッパ会計士連合 (Union Europeene des Experts Comptables, Economiques et Financiers) [1951年創設] とヨーロッパ会計士研究グループ (Groupe d'Etudes des Experts Comptables de la CEE) [1961年創設] が合併して1987年1月1日に発足した [藤田編著, 1993, 286頁]。
- 4) ドイツ経済監査士機関が1994年10月27日/28日にわたる専門大会を開催し、この報告では、Aグループが新しい清算法、Bグループが国際的連結決算書、Cグループが金融商品、Dグループが個人会社における中規模有限会社の変化に分かれたテーマで討論している。
- 5) EU第4号指令に規定されない会計問題として、外貨換算取引、リース契約、国庫補助金、資金計算書、環境に関連する会計問題等が挙げられている。

## IV. IAS と商法の会計規定との調和化の論点

これまで、ドイツがIASに消極的であった状況が変化している背景には、1989年の「財務諸表の比較可能性」(E32)の公表後、比較可能性/改善のプロジェクトの策定および成果の影響、IOSCOのIAS支持の公表、EU委員会とIASC委員会の相互関係、連結財務諸表の必要性(表6を参照)<sup>1)</sup>、ヨーロッパ企業の資本市場への進出、特殊な会計問題のための特別規定の必要等がある [拙稿, 1994, 146-148頁を参照] と考えられる。これらの他にIASの必要要因が生じる場合には、さらにIASと国内の会計規定との調和化が必要となると考えられる。ドイツが、EU会計指令に基づく商法の会計規定(パ

表6 各国の資本市場の財務諸表要件

例) 証券市場	EU 連合体の加盟国における資本市場			アメリカ ニューヨーク (NYSE)	日本 東京	その他の資本市場
	フランクフルト	ロンドン	ミラノ			
認可の法規定	証券取引所法, 証券取引所認可規定, 証券取引所業務規程, 商法	イエロー・ブック 1986年ファイナンシャルサービス会社法	証券取引所法 商法 証券取引所業務規程	証券法 証券取引所法 青空法 証券取引所業務規程	証券取引所法 商法 大蔵省の規制および認可 証券取引所業務規程	シンガポール 職業専門会計士の公表物 証券取引所業務規程
目録見書内容で提示された報告書						
一 資産, 資金および収益状態	貸借対照表, 附属明細書, 損益計算書, 資金計算書	貸借対照表, 附属明細書, 損益計算書, 資金計算書	貸借対照表, 附属明細書, 損益計算書, 資金計算書	財務諸表 Form20-F	貸借対照表, 損益計算書, 附属明細書, セグメント報告書	貸借対照表, 損益計算書, 附属明細書
一 財務諸表	E U 共同体の財務諸表原則からの逸脱は説明されるべきである; 通常, 非E U加盟国からの決算書も承認される。			US-GAAP に準拠した決算書	外国の決算書を承認	外国の決算書を承認
一 連結決算書	連結決算書の作成が義務づけられているならば, 原則上, 連結決算書を提出しなければならない。			連結決算書が基準である。	連結決算書の添付義務	連結決算書の添付義務
一 監査証明書	監査証明書が承認される。			US- 決算書についての監査証明書が必要である。	監査証明書の承認	監査証明書の承認

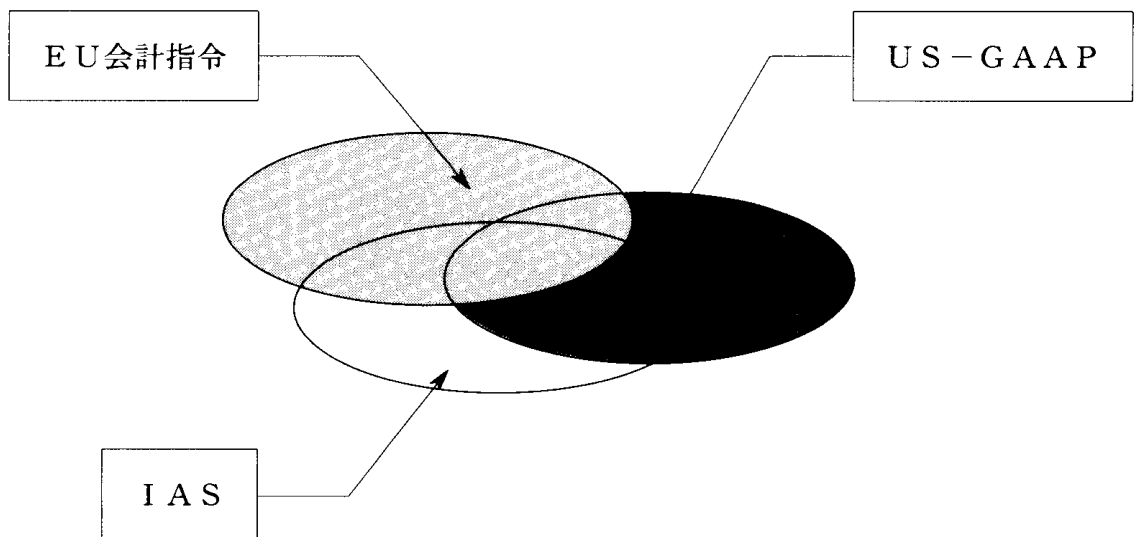
(出所) Küting/Weber, 1994, S.60.



ブリック・セクター)による財務諸表の作成を企業に義務づけている現在において、もし、IASとの調和化が必要となった時、どのような問題が生じるであろうか。そこで、この問題について、S. Haynの研究とK. Karelheinz/C. -P. Weberの研究を手掛かりに、検討することにする。

## 1. IASフレームワークの研究

表7-(1) EU指令・IAS・US-GAAPの関係



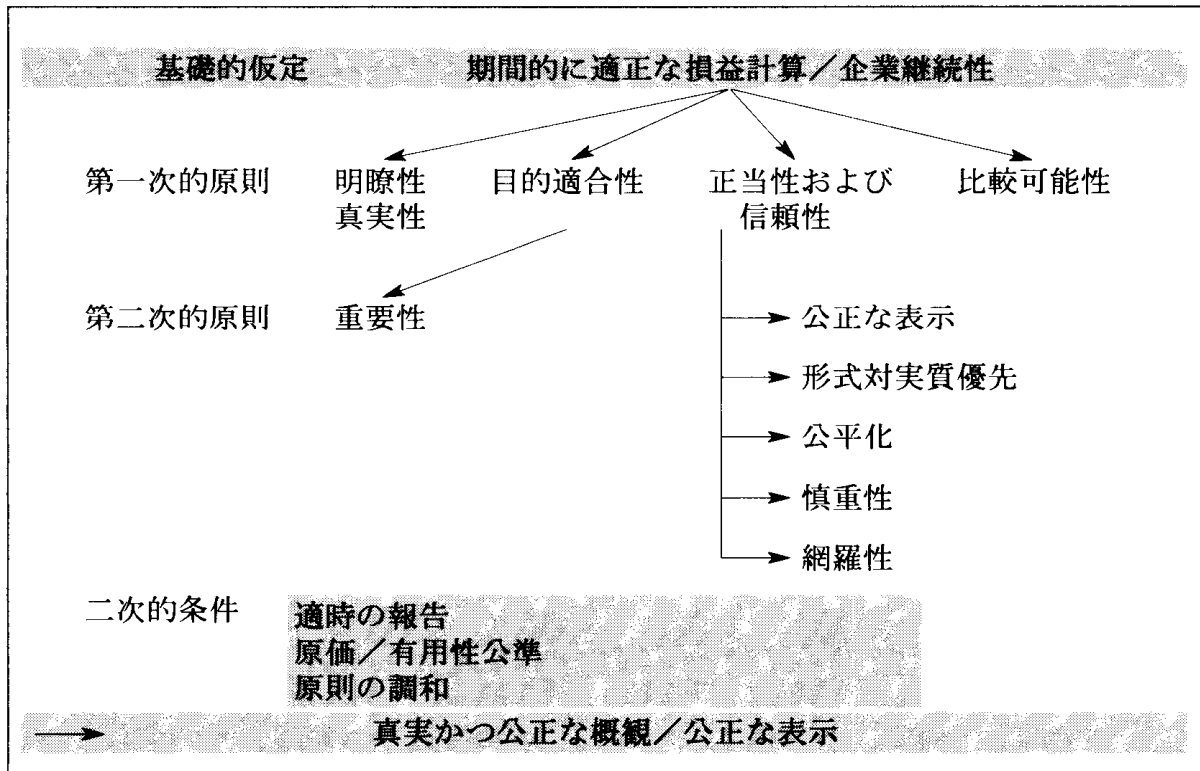
(出所) S. Hayn, 1994, S.714

まずS. Haynの見解を検討することにする。S. Haynによれば、現在世界的に支配的である三つの重要な基準構造は、表7-(1)のように示される。EU指令がそれぞれの基準設定者の財務諸表の要求を調整したり、また加盟国への転換を国家の法施行によって展開したりするのに対して、IASは国家の法施行ではない。つまりIASは財務諸表の問題を任せられた者の議論や会計状況についての議論の結果生じた基準である。それに対して、US-GAAPには、国際的に異なった財務諸表規則を検討することが欠如している。それぞれの資本市場の政策的強制によってSECは融通のきかない姿勢をとっている。これらの三つの基準についての関係は、原則的

に互いに対立していない。中間の区切りは、二元的および完全に考慮できかつ示される。この領域は継続性の原則を示す。イギリス（オランダも同様）の会社法の基準（SSAPならびにFRS）は楕円US-GAAPの右半分を示す。商法の規定は、左の楕円を示している。IASとUS-GAAPの重なりあっているところは、棚卸資産の取得原価および製造原価、低価主義、決算日主義等のおずかな例外の場合にのみ存在する。原則上、IASとUS-GAAPは密接に関係していることが確認できる。IASには、二つの基礎的仮定に基礎づけられた上位の原則の理論的施行が基礎となっている。つまり、発生主義（期間的に適合した収益費用対応の原則に基づく決算書の作成）とゴーイング・コンサーンの原則（企業継続性の原則）である。アメリカのFASBの基礎的原則を、次のように、主として質的性質のものとして定義している。すなわち、貸借対照表の真実性および明瞭性（理解可能性）、目的適合性、正当性および信頼性、比較可能性等。この一連の一次的原則が、広範囲の二次的原則ないしは二次的条件を導出している。目的適合性および信頼性の基礎的原則は、一次的原則に期間に適合した適時性の二次的条件を充たしならびに一方では年度決算書、他方では経済性の原則の意味における費用と収益の平準化が充たされなければならない。期間区分に適合した二次的条件の影響力がケースバイケースで導出されるべきである。従って、明白なのは、フレームワークが一般条項を避けていること、また成文化されていないことが仮定されているということである。S. HaynによるIASのフレームワークは、表7-②に示されるとおりである。

次に、アングロ・サクソン系の財務諸表とヨーロッパ大陸系の財務諸表の国際的調和化にあたり、国際的調和化の論点としてみなされる問題をK. Karlheinz / C.-P. Weberの見解を手掛りに検討することにする。

表7-② I A S Cの一般的会計原則のシステム



(出所) S. Hayn, 1994. S.720

## 2. 英米系と大陸系の財務諸表の相違の検討

アングロ・サクソン系の財務諸表とヨーロッパ大陸系の財務諸表における重要な相違は、まず会社の資金調達形態の相違、規範・基準設定主体の相違、基礎的会計原則の相違、財務諸表の公開についての思考の相違等が挙げられる。

ドイツの会社の形態は、表3に示すように有限会社の数が多く、主として、資金調達は金融機関に依存している。そのため、財務諸表の目的は債権者保護を基礎としている。それに対して、アメリカでは、資金調達は、資本市場に依存していることから、財務諸表の目的は投資家保護を基礎としている。また会計規範の設定主体が、ドイツの企業は、国家が施行する法的規定に準拠し財務諸表を作成しなければならない、規範設定がパブリック・セクターである。それに対して、アメリカの公認会計士組織であるAICPAがFASBに基準設定の権限を委譲し、FASBは、SECと

ともに会計基準の公表および展開に権限を有するプライベート・セクターである。アメリカ企業は、U S - G A A P に準拠し財務諸表を作成しなければならない。ドイツは、債権者保護のために、保守主義を基礎的原則としている。それに対して、アメリカの場合には、財務諸表が投資家保護を目的とすることから、収益対応の原則を基礎とする損益計算を重視している。さらに、ドイツは、企業の秘密を考慮した公開を主張している。アメリカの場合には、公正な表示を基礎とする公開が重視される [Küting/Weber, 1994, S.244-254]。このような相違を、K. Karlheinz/C. -P. Weber は、財務諸表哲学の相違として、表8に示すように、比較し検討している。

## 注

- 1) ドイツが I A S を適用するとしたら、連結決算書への I A S の適用が個別決算書よりも可能性が高いと考えられている。ドイツは、従来から個別決算書が重視される傾向にあり、今後は次第に連結決算書も重視される傾向になっていくと考えられる (表6参照)。

表8 日独米英の比較

	基 準	ド イ ツ	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	日 本
1	<p>枠組み条件 規則の種類，強度および解釈</p>	<p>増補的に成文化される会計法 詳細な法律規定（最も重要な規定は，商法および公開法に規定されている；後続の詳説が別段の規定をしないならば，資本会社に関連する）。弾力的に固定的かつ行為規定の厳格な法的解釈。</p>	<p>法的性質，ケース・バイ・ケースの決定をとむなう公表，規則。（判例法）</p>	<p>会社法に総括されたケース・バイ・ケースの決定ではない；ヨーロッパ大陸法の意味における成文化ではない。 SAAPならびにFRSによる会社法補足・制限。経済的考察方法</p>	<p>ドイツおよびアメリカ由来の成文化された会計法が，施行規定および狭い範囲の基準によって補足される。 多くの中心問題は，規定されていない。 時折，企業実務における解釈</p>
2	<p>規則・基準設定主体</p>	<p>もっぱら立法者（商法および税法）によって，主として裁判所の判決による法解釈および法形成 経済監査士の職業地位のわずかな影響（諮問的性質）</p>	<p>証券監督局SEC; CAP, APB, FASB, AICPA</p>	<p>立法者，経済監査士団体，特に勅許会計士 裁判所の判決による法形成</p>	<p>立法者 法務省 大蔵省 大蔵省の企業会計審議委員会による基準</p>
3	<p>適用領域</p>	<p>商法の法形態に依存した二分類 — 一般に，全ての商人に対して（商法第239条—第263条） — 特別に，資本会社に対して（商法第264条—第289条）</p>	<p>SEC規制の企業全ての企業に対してARB, APBの意見書およびSFASの実際上の拘束力</p>	<p>法形態に依拠した二分分類 — 法人格のない社団（1890年合資会社法；1907年有限合資会社法） — 登記会社法（1985年会社法は，1989年会社法を補足する）</p>	<p>全ての企業に商法の非常に簡略された総則部分が適用される。 規定の大部分は，株式会社に限定される。</p>

	基 準	ド イ ツ	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	本 日
4	証券法とその他の規定の商法上の財務諸表への影響	分離した規則のグループ、証券法は商事貸借対照表法を参照している(財務諸表についての独立していない規定)。	商法は、主として資本市場の形成に役立つ。参照指示；SECの「拒否権」による一般的傾向として従属している。	分離した規則のグループ；ロンドン市場で取引している企業は、特に追加的に「証券取引所への市場契機」を考慮しなければならない。	上場企業に対する日本の証券法は、商法の規則の他に、記載の問題を規定しているが、評価規定は含まれない。二つの分離した年度決算書の作成(商法および証券取引所法に準拠した)が求められる。
5	商法上の財務諸表への税法の影響	商法および税法は、基準および逆基準の原則によって密接に相互に結びついている(所得税法第5条第1項)。いわゆる統一貸借対照表が特に重要。	商事および税務貸借対照表は、平行に独立している(商事貸借対照表における後入先出法の場合の基準)。	商事貸借対照表および税務貸借対照表は、平行に独立している(基準性はない)。	税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の主要な基準性。しかし、実務では、詳細な税法上の財務諸表規則が主として遵守される(実務上、逆基準性)。
6	個別財務諸表と連結財務諸表との関係	連結決算書の意義の増大、また個別財務諸表が支配的である。	連結決算書は支配的であり、特に連結財務諸表に法結果ならびに結果処分が結びついている。例外的にのみみいだされうる。	連結決算書は非常に重要である；法結果および結果処分は、個別決算書に結びついている。	連結決算書を支配している個別決算書は、その意義が認められない(証券取引所法の範囲内においてのみ作成)。
7	財務諸表の哲学	責任および債権者保護指向	投資家(保護)指向	主として投資家(保護)指向	商法は、責任および債権者保護指向である。証券取引法は、投資家保護指向である。
8	選択された会計原則の意義(基礎的会計原則) 真実かつ公正な概観	いわゆる一般条項として商法第264条第2項に規定されている。	「最優先主義」；「公正な表示」が、全ての優先的原則を形成している。	「最優先主義」；明白に不法行為をもたらしめている。	「真実かつ公正な概観」は、一般条項の機能を有さない。

基準	ドイツ	アメリカ	イギリス	日本
9 保守主義（慎重性の原則）	著しい影響；疑問のある場合には、主として競争する原則に対して支配的である。	「保守主義」は、「公正な表示」の原則に従属する。	「慎重」概念（1985年会社法第12条第4項）：全ての予想可能なリスクおよび、予測できうる損失は、決算日の期間に、あるいは年度決算書の署名の間に認識されたとしても考慮する。	慎重性の原則が存在するが、二重に緩和された低価値主義（重要な経済的価値の重要かつ継続的減少の場合のみ強制的減価）によって制限される。
10 対応の原則・実現主義	保守主義（厳格な）解釈、実現時点が、もっぱら法的基準指向である。	「対応の原則」は、収益も記帳される期間における費用の区分、損益に影響を及ぼす記帳を規定している。それほど厳格に適用しない実現主義	「発生」概念（1985年会社法第13条第4項）：全ての記載された費用および収益は、収支取引の時点に遡及することなく、適正な営業年度に適合している。	例外によって、認められている。例として、長期請負工事の場合には、完成の割合に応じた方法によって認められている。
11 相殺可能性	相殺禁止（商法第246条第2項） 例外が明白に成文化されている（例えば、未払出資金、受け取った前受金、繰延税）	相殺禁止 例外は可能である。	相殺禁止 例外は少ない。	明白な相殺禁止はない。部分的に重要ではない項目に認められている。
12 名目評価主義	取得原価および製造原価を超過してはならない（絶対的価額上限）— 例外は存在しない。	制限された妥当性（特に、時価評価計上が可能である）。	取得原価および製造原価を超過する時価評価の例、無形固定資産（暖簾を除く）、有形資産、投資資産ならびに流動資産（有価証券および棚卸資産）1985年会社法第31条第4項。	取得原価あるいは製造原価を超過してはならない（新しい評価はない）。

	基 準	ド イ ツ	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	日 本
13	継続性の原則	形式的：継続性命令 實際上柔軟化（根拠づけられた例外における逸脱は認められる）。	厳格な継続性の原則 実際的に基礎づけられる根拠づけが行われ初めて違反が可能である。	形式的：consistencyの概念 実質的：逸脱が可能であるのは「真実かつ公正な概観」が必要とする場合である。逸脱の場合には説明しなければならぬ。	継続性の原則が存在する。 実際上非常に柔軟である（特に、税法の規定を通じて）。
14	評価の統一性	原則上、確定されない。支配的見解によれば、命令である。というのは、個別評価の原則について問題がある場合には、継続性の原則が成立し、継続性の原則はまた評価の統一性も含んでいるからである。	継続性の原則に関連して適用される。	SAAP第2号および「真実かつ公正な概観」から導出される。	成文化されていない（ただし、継続性の原則について間接的にのみ導出される）。
15	個別評価の原則	原則上、成文化される（商法第252条第3号）。原則上内容認められる手続きにより評価の簡略が認められる。	原則上、適用される。広い範囲内における例外可能性をとらざる（総括評価、グループ評価）	原則上、成文化されている（1985年会社法第14条第4項）。 内容認められた評価および棚卸の簡略手続きの範囲内において逸脱	明白に成文化されていない。
16	一般条項と個別規定の関係	特別規定は、一般条項を破る「真実かつ公正な概観」は、上位の機能を持たない。	一般条項の範囲内における個別規定の適用	「真実かつ公正な概観」は、個別規定を超えていない。	個別規定は、制限なく適用される。



基準	ドイツ	アメリカ	イギリス	日本
17 秘密積立金の設定の可能性	選択権および裁量の余地による相対的に広範囲に与えられる。	評価選択権によって限られた範囲で与えられる。特に、事象形成によって。	秘密積立金は、「真実かつ公正な概観」に矛盾する；手続き上の秘密積立金の場合には、説明されなければならぬ。再調達原価による差額が重要である場合に（1985年会社法第27条(3)第27条第4項）；取得原価および製造原価についての新しい評価は可能である。	評価選択権および裁量の余地による広範囲に与えられている。
18 法規定の効果	実務において、相対的に厳格に考察されている。しかし、不十分な認可規定のために、あまり知られていない。	実務において厳格に考察されている；財務諸表作成者および監査人に対する難しい民法および刑法上の結果の違反の場合に。	一般条項が求めている場合に、原則上、規定から逸脱が可能である。	実務では、規定がたびたび考察されない。
19 決算日	法律上、規定がない。実務では、少なくとも営業年度および暦年度に適合している。	規定はない。実務では、少なくとも営業年度および暦年度に適合している。	法律上、規定がない。実務では、少なくとも営業年度および暦年度に適合している。	法律上、規定がない。実務では、主として、1年の3月31日（日本の国家財政年度末）。
20 年度決算書の作成および公表の期日	作成：営業年度末後、3カ月 公開：営業年度末後、8カ月 大幅かつ法的形態に従って、緩和される。	年度決算書は、SECに営業年度後90日に提出されなければならない。	公開；私的会社は、決算日後10カ月、公的会社は7カ月。	作成；商法上規定はない。証券取引所法によれば、決算日後、3カ月（個別決算書）ないしは4カ月（連結決算書）。 公開；商法によれば、直接的には、株主総会による年度決算書の承認後；証券取引所法によれば、直接的緩和は、大蔵省の場合には、規模に関連した緩和。

基 準	ド イ ツ	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	日 本
21 監査証明書の形態	法律上の簡略の形態（商 法第322条） 補足・拡張・拒絶。	「監査人の報告」	法律上の形式ではない が、勅許会計士の専門意 見（内容的な規定；1985 年会社法第235条）。	中規模および大規模の株 式会社については、商法 第281-3条に従って、監 査報告書の最小限の内容。 監査証明書は、国際基準 に従っている（法律上規 定されていないが企業会 計審議会の提案）。
22 経済監査士（会計士の 機能）	外部の財務諸表の監査に 主として限定される。 年度決算書の監査と作成 の厳格な区別。	独立の職業会計士 「実質的な権限ある支持 を受けている」FASBと 一部では、APB 審議会 の公表物。 年度決算書の監査と作成 の厳格な区別；SECの 報告義務に際して、広範 囲の独立性の要求	独立した職業会計士 会社法は、会計実務基準 書（SAAP）（FRS）を 支持している。 年度決算書の監査と作成 の厳格区別。	中規模および小規模会社 の場合には、内部の監査 人だけによる年度決算書 の商法監査（株式会社組 織）、証券取引所法に基 礎づけられる大規模におよ び全ての株式会社の場合 には、外部の公認会計士 による監査が義務づけら れる。

(出所) Küting/Weber, 1994. S. 244-254.

## V. 結びに代えて

ドイツでは、財務諸表の二つの国際的調和化として、一つには、E U会計指令の国内法化、二つには、I A Sと商法の会計規定との調和化の検討が問題となっている。前者は、E U指令の可決後、1985年の商法改正（1994年の一部改正）を経てE U諸国間に会計指令は定着しつつあるといえよう。しかし、まだ未解決の問題が残され、その問題を引継ぎながら、他方では新しい会計問題をもたらしている第二の国際的調和化であるI A Sの検討が行われている。

以上の検討から財務諸表の国際的調和化の問題を巡って、ドイツでは主に「選択権」と「公開」についての議論が顕著にみられることが明らかになった。この二つの国際的調和化は、アングロ・サクソン/アメリカ系の財務諸表とヨーロッパ大陸系の財務諸表についての根本的な見解の違いとして認められる。

本稿は、まず第一に、E U会計指令の国内法との調和化後、現在どのような議論がなされているのか。第二に、アメリカのF A S Bを基礎とするI A Sにドイツはどのように対応するのか。またI A Sの対応には、ドイツにおけるどのような伝統な会計処理および会計慣行が障害となるのかに焦点を絞って検討した。前者が、パブリック・セクターであることから、ドイツ企業には法的拘束力をもっているのに対して、後者は、プライベート・セクターであり、企業の活動が国内に限られる限り、会計基準の法的拘束力はない。そのため、後者の会計基準の検討がなぜ必要になるのかという問題が生じる。そこで、前稿とともに、国際的調和化を扱った論文の著者を分類すると資料2に示すことができる。政府規範設定者、研究者、経済監査士機関および研究所、実務家サイドからE U会計指令の問題点およびI A Sへの対応について意見が述べられている。I A Sのドイツでの議論の傾向を知るためには、各サイドからI A Sをどのように考えているかを検討する必要がある。本稿では、主として、政府規範設定者の見解を取り上げた。

## 資料1 EU会計指令(第4号指令, 第2条)

1971年草案  
(第2条)

1. The annual accounts shall comprise the balance sheet, the profit and loss account and the notes on the accounts. These documents shall constitute a composite whole.
2. The annual accounts shall conform to the principles of regular and proper accounting.
3. They shall be drawn up clearly and, in the context of the provisions regarding the valuation of assets and liabilities and the layout of accounts, shall reflect as accurately as possible the company's assets, liabilities, financial position and results.

1974年草案  
(第2条)

1. (As 1971 Draft.)
2. The annual accounts shall give a true and fair view of the company's assets, liabilities, financial position and results.
3. They shall be drawn up clearly and in accordance with provisions of this Directive.

1978年指令  
(第2条)

1. The annual accounts shall comprise the balance sheet, the profit and loss account and the notes on the accounts. These documents shall constitute a composite whole.
2. They shall be drawn up clearly and in accordance with the provisions of this Directive.
3. The annual accounts shall give a true and fair view of the company's assets, liabilities, financial position and profit or loss.
4. Where the application of the provisions of this Directive would not be sufficient to give a true and fair view within the meaning of paragraph 3, additional information must be given.
5. Where in exceptional cases the application of a provision of this Directive is incompatible with the obligation laid down in paragraph 3, that provision must be departed from in order to give a true and fair view within the meaning of paragraph 3. Any such departure must be disclosed in the notes on the accounts together with an explanation of the reasons for it and a statement of its effects on the assets, liabilities, financial position and profit or loss. The Member States may define the exceptional cases in question and lay down the relevant special rules.
6. The Member States may authorize or require the disclosure in the annual accounts of other information as well as that which

must be disclosed in accordance with this Directive.

（出所） Alexander, 1993, p.77.

## 資料2 IASおよびUS-GAAP関連論文の公表および討論に参加

### 政府規範設定サイド

Herbert Biener, Bundesministerium für Justiz, Bonn

Herbert Prost, Bundesministerium für Wirtschaft, Bonn

※ Karel van Hulle, Prof., Sektionsleiter Rechnungslegung EU-Kommission, Brüssel ※EU規範設定サイド

### 研究者サイド

Andrea Goebel, Dipl. -Kfm., Siegen

Axel Haller, Universität des Augsburg

Bernd Apelt, Universität Münster

Dieter, Ordelheide, Johann-Wolfgang-Goethe-Universität Frankfurt am Main

Dirk Eisolt, Dipl. -Ök. Duisburg

Hannes Streim, Universität Würzburg

Hans Havermann, Honorarprofessor an der Universität zu Köln, Wirtschaftsprüfer, Vorsitender des Aufsichtsrates der KPMG Deutsche Treuhand-Gesellschaft AG, Düsseldorf, Chairman des Executive Committee der KPMG

Jörg Baetge, Universität Münster, Honorarprofessor der Universität Wien

Karlheinz Küting, Universität des Saarlandes, Saarbrücken

Karl-Heinz Forster, Prof. Dr., C&L Treuarbeit AG, Frankfurt am Main

Manfred Bolin, Dipl. -Kfm. Düsseldorf

Markus Fuchs, Universität-GH-Siegen

Peter Rost, Universität Giessen

Thomas Schildbach, Professor an der Universität Passau

### 経済監査士および研究所サイド

Hermann Clemm, RA WP/StB, Fiedler&Forster, München

Josef Lanfermann, KPMG Deutsche Treuhand-Gesellschaft AG, Düsseldorf

Rudolf Niehus, WP/StB Dipl. Kfm., Düsseldorf

Sven Hayn, Dipl. -Kfm., Saarbrücken

Wienand Schuff, KPMG Deutsche Treuhand-Gesellschaft AG, Düsseldorf

### 実務家サイド

Gerhard Liener, Vorstand für Finanzen und Material, Daimler-Benz AG.

Carl Zimmerer, Interfinanz Treuhand GmbH, Düsseldorf  
Herbert Kleber, BASF AG, Ludwigshafen  
Thomas Hartmann-Wendels, RWTH Aachen  
Heinz-Gerd Stein, Thyssen AG, Düsseldorf/Präsident der Schmalenbch-  
Gesellschaft-Deutsche Gesellschaft für Betriebswirtschaft e.V.  
Jürgen Krumnow, Dr. rer. pol., Mitglied des Vorstandes der Deutsche Bank  
AG, Frankfurt am Main  
Peter Siebourg, Leiter Bilanzwesen, BMW AG., München

(注) 大学退職後は研究所に所属する研究者の論文での主張は、研究者の分類に入れている。また所属が明確でない者の見解は論文での主張の性質を重視して分類している。

(追記) IASのドイツにおける検討の必要をさらに進める要因として、1994年 Bayer AG. のIASの適用という情報 (IASC Insight 1995年3月) は、注目に値する。

#### 参考文献および資料

Alexander, David (1993), A European true and fair view?, in: *European Accounting Review* 1993, 1/2, pp. 59-80.

Biener, Herbert (1994), What is the future of mutual recognition of financial statement and is comparability really necessary?, in: *The European Accounting Review*, 1994, 2/3, pp. 335-342.

Biener, Herbert (1993a), Die negativen Aspekte der Harmonisierung in: *Baetge, Jörg, Rechnungslegung und Prüfung-Perspektiven für die neunziger Jahre*-Düsseldorf 1993, S. 171-190.

Biener, Herbert (1993b), Diskussion zu den Vorträgen von Herbert Biener und Karel van Hulle in: *Baetge, Jörg, Rechnungslegung und Prüfung-Perspektiven für die neunziger Jahre*-Düsseldorf 1993, S. 207-217.

Biener, Herbert (1993c), Die Rechnungslegungsempfehlungen des IASC und deren Auswirkungen auf die Rechnungslegung in Deutschland, in: *Amerikanische Rechnungslegungsgrundsätze: Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, 4/93, S. 345-356.

Busse von Colbe, Walther (1986), Bilanzierungshilfe, in: Leffson, Ulrich/Rückle, Dieter/Großfeld, Bernhard (Hrsg.), *Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB*, Köln 1986, S. 86-94.

Cairns, David (1994), What is the future of mutual recognition of financial statement and is comparability really necessary?, in: *The European Accounting Review*, 1994, 2/3, pp. 343-352.

Haller, Axel (1993), Die Rolle des International Accounting Standards Committee bei der weltweiten Harmonisierung der externen Rechnungslegung, in: *Der Betrieb* 1993, S. 1297-1305.

Havermann, Hans (1994), Internationale Entwicklungen in der Rechnungslegung, in: Ballwieser, Wolfgang/Böcking, Hans-Joachim/Drukarczyk, Jochen/Schmidt, Reinhard H. in: *Bilanzrecht und Kapitalmarkt*, Düsseldorf 1994, S. 655-678.

Hayn, Sven (1995), Die International Accounting Standards (Teil II ), in: *Die Wirtschaftsprüfung*, 1995, S. 749-755.

Hayn, Sven (1994), Die International Accounting Standards (Teil I ), in: *Die Wirtschaftsprüfung*, 1994, S. 713-721.

Karel van Hulle (1995), Tendenzen bei der Koordinierung der Rechnungslegung in der EU, in: *Institut der Wirtschaftsprüfer, Neuorientierung der Rechenschaftslegung*, Düsseldorf 1995, S. 39-54.

Karel van Hulle (1993), Angleichung und/oder gegenseitige Anerkennung, in: Baetge, Jörg, *Rechnungslegung und Prüfung – Perspektiven für die neunziger Jahre* – Düsseldorf 1993, S. 191-206.

Kleber, Hebert (1993), Amerikanische Rechnungslegungsgrundsätze: Vorbild für Europa?, in: *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, 4/93, S. 380-389.

Krumnow, Jürgen (1994), Die deutsche Rechnungslegung auf dem Weg ins Abseit? Ein Ausblick nach der vorläufig abgeschlossenen EG-Harmonisierung, in: Ballwieser, Wolfgang/Böcking, Hans-Joachim/Drukarczyk, Jochen/Schmidt, Reinhard H. in: *Bilanzrecht und Kapitalmarkt*, Düsseldorf 1994, S. 679-698.

Küting, Karlheinz/Weber, Claus-Peter (1994a), *Internationale Bilanzierung*, Berlin 1994.

Küting, Karlheinz/Weber, Claus-Peter (1994b), Zur Problematik internationaler Rechnungslegung von Bilanzierungsvorschriften, in: *Wirtschaftsprüfer Kammer Mitteilungen 1994*, S. 69-77.

Ordeltcheide, Dieter (1993), True and fair view: A European and a German Perspective, in: *European Accounting Review 1993*, 1/2, pp. 81-90.

Prost, Herbert (1992), Mehr angloamerikanische Rechnungslegung in der EG durch geänderte Verfahren?, in: *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis 1992*, S. 426-440.

Rost, Peter (1991), *Der internationale Harmonisierungsprozeß der Rechnungslegung*, Frankfurt am Main, Bern, New York, Paris, 1991.

Schildbach, Thomas (1994), Internationale Rechnungsstandards auch für deutsche Einschlüße? in: Ballwieser, Wolfgang/Böcking, Hans-Joachim/Drukarczyk, Jochen/Schmidt, Reinhard H. *Bilanzrecht und Kapitalmarkt*, Düsseldorf 1994, S. 699-724.

Schruff, Wienand (1993), Die internationale Vereinheitlichung der Rechnungslegung nach den Vorschlägen des IASC – Gefahr oder Chance für die deutsche Bilanzierung? *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, 4/93, S. 400-426.

Schuetze, Walter (1994), What is the future of mutual recognition of financial statement and is comparability really necessary? in: *The European Accounting Review*, 2/3, 1994, pp. 330-334.

Walton, Peter (1993), The true and fair view in British accounting, *European Accounting*

*Review* 1993, 1/2, pp. 49-58.

津守常弘稿, 「ドイツにおける財務会計規範の設定機構と設定プロセス」『JICPA ジャーナル』第443号6月号(1992年6月)

古川勇人稿, 「証券監督者国際機構(IOSCO)・WP1の概要と最近の動向について」『JICPA ジャーナル』第475号2月号(1995年2月)

平松一夫著, 『国際会計の新動向』中央経済社, 1994年.

藤田幸男編著, 『国際化時代と会計』中央経済社, 1993年.

森川八洲男稿, 「西ドイツ会計法予備草案をめぐって(六・完)」『会計』第221号第4号(1982年4月)

拙稿, 「ドイツにおける国際会計の問題点」『アドミニストレーション』第1巻1~2号(1994年12月)

—, 「ドイツにおけるEC会計指令と商法の調整から生じる新しい会計問題—特に, 貸借対照表補助的計上を中心として—」『研究紀要』第2号(1993年7月)